

第96回 定時株主総会招集ご通知

暮らしに、地球に、
快適な未来のために。

－ 空気と水のクリエイター



2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



名古屋市中区大須一丁目6番47号
当社5階会議室

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
計算書類	26
監査報告書	29

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

KAWASAKI SETSUBI KOGYO CO., LTD.

証券コード：1777

(証券コード1777)
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株主各位

名古屋市中区大須一丁目6番47号
川崎設備工業株式会社
代表取締役社長 廣江勝志

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を、下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第96回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kawasaki-sk.co.jp/investor/library/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）にアクセスしていただき、当社名「川崎設備工業」または証券コード「1777」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄から閲覧くださいますようお願い申し上げます。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報） <https://www.nse.or.jp/listing/search/>

なお、当日ご出席されない場合は、**インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法での議決権の行使をお願い申し上げます。**各議案の内容は、当社ウェブサイトおよび名古屋証券取引所ウェブサイト上の「第96回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（午前9時より受付）
2. 場 所 名古屋市中区大須一丁目6番47号
当社5階会議室
3. 目的事項
報告事項 第96期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、後記3頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

(4) 複数回議決権を行使された場合

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2023年6月29日(木曜日)

午前10時

(受付開始時間午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

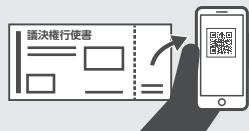


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示いただき、行使期限までに当社株主名
簿管理人に到着するようご返送ください。議決
権行使書面において、議案に賛否の表示がない
場合は、賛成の意思表示をされたものとして取
り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

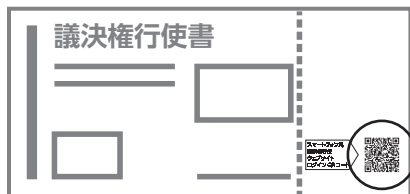
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

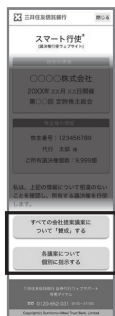
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

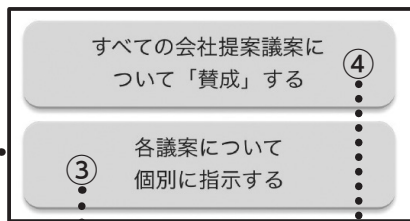


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

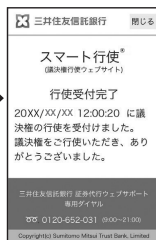


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

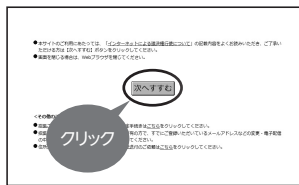
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

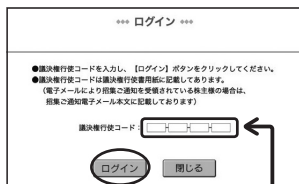
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



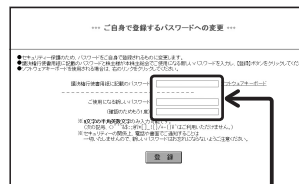
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開および内部留保等を勘案し、普通配当は1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額 119,641,730円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひろ え かつ し 廣 江 勝 志 (1960年8月6日生) 再 任	2007年12月 当社大阪支店長 2010年4月 当社執行役員大阪支店長 2012年6月 当社常務取締役営業本部長 2014年6月 当社専務取締役営業本部長 2016年6月 当社代表取締役社長(現任)	65,900株
	(取締役候補者とした理由) 廣江勝志氏は、当社代表取締役に就任以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての責務を果たしております。今後におきましても、豊富な経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		
2	ばん きよ ひこ 番 清 彦 (1959年5月11日生) 再 任	2011年4月 当社執行役員豊田支店長 2012年7月 当社執行役員大阪支店長 2016年7月 当社上席執行役員西部支社長 2017年6月 当社取締役東部支社長 2021年4月 当社常務取締役中部支社長(現任)	42,300株
	(取締役候補者とした理由) 番清彦氏は、取締役東部支社長および常務取締役中部支社長として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		
3	まつ お とも あき 松 尾 友 明 (1968年1月26日生) 新 任	2012年7月 株式会社関電工営業統轄本部空調管工部 環境施工チームリーダー 2014年7月 同社営業統轄本部空調管工部副部長 2014年10月 同社東京営業本部品質工事管理部副部長 環境施工チームリーダー兼営業統轄本部 空調管工部 2016年4月 同社営業統轄本部空調管工部副部長 2018年10月 同社営業統轄本部施工品質ユニット 空調管工部長(現任)	0株
	(取締役候補者とした理由) 松尾友明氏は、株式会社関電工の空調管工部で長年培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	やま ぎき ひろし 山 崎 広 (1966年2月11日生) 再 任	2017年 4月 当社工事管理本部副本部長 2017年 6月 当社工事管理本部長 2018年 7月 当社執行役員工事管理本部長 2021年 4月 当社執行役員東部支社長 2021年 6月 当社取締役東部支社長 (現任)	12,900株
	(取締役候補者とした理由) 山崎広氏は、執行役員工事管理本部長および取締役東部支社長として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		
5	なか むら たけ し 中 村 健 司 (1963年3月7日生) 再 任	2017年 7月 川崎重工業株式会社航空宇宙カンパニー 生産本部民間航空機業務部副部長 2021年 4月 川崎設備工業株式会社執行役員 2021年 8月 当社執行役員経営企画本部長 2022年 4月 当社執行役員営業本部長 2022年 6月 当社取締役営業本部長 (現任)	1,500株
	(取締役候補者とした理由) 中村健司氏は、川崎重工業株式会社での経験や当社入社以来、執行役員として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		
6	ふる かわ たかし 古 川 隆 (1957年3月1日生) 社外取締役候補者 独 立 役 員 再 任	2013年 4月 川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニーQM推進本部長 2015年 6月 川重岐阜サービス株式会社 代表取締役社長 (2017年6月退任) 2017年 6月 川重岐阜エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2018年 6月 当社取締役 (現任)	0株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 古川隆氏は、川重岐阜サービス株式会社および川重岐阜エンジニアリング株式会社で代表取締役社長を歴任しており、当社取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と高い見識等を発揮し当社の経営に対する的確な助言、監督に努めております。今後も客観的な立場から経営への助言、適切な監督が当社の企業価値向上に寄与するものと判断いたしました。また、選任後は引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	こやま ひろ やす 小山 裕康 (1956年5月9日生) <input type="text" value="社外取締役候補者"/> <input type="text" value="独立役員"/> <input type="text" value="再任"/>	2004年6月 トヨタ自動車株式会社プラント・エンジンアリング部長 2013年5月 トヨタT&S建設株式会社専務取締役 2014年6月 同社代表取締役副社長 2015年6月 同社代表取締役社長 2021年6月 近藤工業株式会社技監（現任） 2022年6月 当社取締役（現任）	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 小山裕康氏は、トヨタ自動車株式会社にて部長、トヨタT&S建設株式会社においては代表取締役社長を務めており、当社取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と高い見識等を発揮し当社の経営に対する的確な助言、監督に努めております。今後も客観的な立場から経営への助言、適切な監督が当社の企業価値向上に寄与するものと判断いたしました。また、選任後は引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。			
8	くろ やなぎ りょう こ 黒柳 良子 (1987年7月5日生) <input type="text" value="社外取締役候補者"/> <input type="text" value="独立役員"/> <input type="text" value="再任"/>	2015年12月 弁護士登録（愛知県弁護士会） 弁護士法人中京法律事務所入所（現任） 2019年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役（現任）	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 黒柳良子氏は、弁護士として法務およびコンプライアンスに関する高度な専門的知識を発揮し当社の経営に対する的確な助言、監督に努めております。今後も客観的な立場から経営への助言、適切な監督が当社の企業価値向上に寄与することを期待しております。 なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、選任後は引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ・古川隆氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - ・小山裕康氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - ・黒柳良子氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 古川隆氏は、2015年6月まで川崎重工業株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
6. 小山裕康氏は、2013年4月までトヨタ自動車株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
7. 古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となっております。本議案をご承認いただいた場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者として、2023年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

第2号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の経営の方向性や事業戦略に照らして、黒字安定経営の継続に向け、当社の取締役会がその意思決定機能および経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定しました。

本定時株主総会において、第2号議案が原案通り承認された場合の取締役会の構成ならびに各取締役および各監査役に期待するスキルは以下のとおりです。

氏名	在任期間	取締役会出席回数 (出席率)	企業経営 経営戦略	技術/ 安全	業界知見 営業戦略	ESG/サ ステナビ リティ	財務/ 会計	DX/IT	法務/ガ バナンス	国際性/ 多様性
取締役	廣江 勝志	11年	8回/8回 (100%)	●	●	●	●		●	
	番 清彦	6年	8回/8回 (100%)	●	●	●		●	●	
	松尾 友明	—	—	●	●	●	●			
	山崎 広	2年	8回/8回 (100%)	●	●	●		●		
	中村 健司	1年	6回/6回 (100%)	●		●	●			●
	古川 隆	5年	8回/8回 (100%)	●		●			●	
	小山 裕康	1年	6回/6回 (100%)	●	●	●	●			●
	黒柳 良子	3年	8回/8回 (100%)				●		●	●
監査役	福村 宏之	1年	6回/6回 (100%)	●		●	●		●	
	新井 良雄	3年	8回/8回 (100%)	●		●			●	
	椎野 友教	3年	8回/8回 (100%)				●	●	●	

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠いた場合においても監査業務の継続性を維持するため、監査役福村宏之氏の補欠監査役として1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ささき さちお 佐々木 祥夫 (1965年4月7日生)	2014年10月 株式会社関電工北関東・北信越営業本部群馬支社 部長兼総務チームリーダー 2016年7月 同社経営企画部関連事業グループリーダー 2017年7月 同社グループ経営統括部部長 2018年10月 同社コーポレート本部経営企画ユニット 経営企画部部長 2021年10月 同社コーポレート本部経営企画ユニット グループ企画部部長（現任）	0株
(補欠監査役候補者とした理由) 佐々木祥夫氏は、株式会社関電工の業務・企画部門に長年在籍し、幅広い知識・経験を有しており、その経歴が当社の監査に活きるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者は補欠監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。佐々木祥夫氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症と共存していく政策などにより社会経済活動の正常化が進み、緩やかに持ち直しの動きで推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅さを維持し、民間設備投資も持ち直しの傾向が続く一方、建設資材価格の高騰や慢性的な労働者不足等が顕在化しており、引き続き経営環境への影響を注視する状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、E S G経営に積極的に取り組むとともに、受注目標の達成、工物品質管理・工事原価管理の徹底、D Xの推進による業務効率化などの施策を推進してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

受注高	237億69百万円	(前期比	6.0%増)
完成工事高	208億9百万円	(前期比	11.8%減)
営業利益	10億40百万円	(前期比	18.0%減)
経常利益	10億74百万円	(前期比	16.5%減)
当期純利益	7億7百万円	(前期比	16.9%減)

受注高につきましては、工事種別では、一般ビル工事は、行政施設工事等の増加により181億35百万円(前期比10.8%増)、産業施設工事は、工場関連施設工事の減少により39億90百万円(前期比12.4%減)、電気工事は、工場関連施設工事の増加により16億44百万円(前期比9.1%増)となりました。セグメント別の前事業年度比較では、東部は減少しましたが、中部・西部は増加しました。

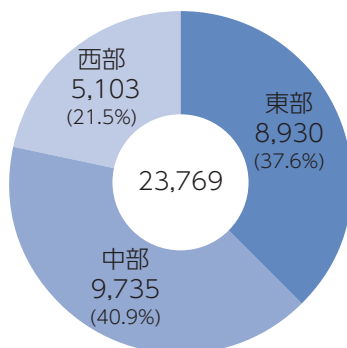
完成工事高につきましては、工事種別では、一般ビル工事は、清掃工場や物流施設工事等の減少により145億53百万円(前期比21.9%減)、産業施設工事は、工場関連施設工事の増加により44億85百万円(前期比28.0%増)、電気工事は、工場関連施設工事の増加により17億69百万円(前期比21.2%増)となりました。セグメント別の前事業年度比較では、東部・中部は減少しましたが、西部は増加しました。

次期以降の繰越高は、194億3百万円(前期比18.0%増)となりました。

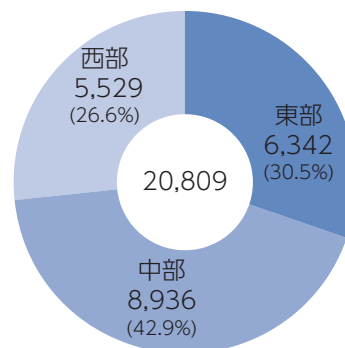
当期におけるセグメント別受注高・完成工事高・繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期以降の繰越高
東 部	7,786	8,930	6,342	10,374
中 部	4,690	9,735	8,936	5,489
西 部	3,965	5,103	5,529	3,539
合 計	16,443	23,769	20,809	19,403



当期受注高



当期完成工事高

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資総額は2億92百万円であり、その主なものはリース資産の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特に記載すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、ウィズコロナのもとで各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されますが、物価上昇や供給面での制約等、注視が必要な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は補正予算の効果もあって底堅く推移すると予想されます。民間設備投資においても堅調な企業収益等を背景に持ち直し傾向が続くと予想されますが、建設資材費は高騰が続くものとみられ、また、慢性的な人手不足による人材確保が喫緊の課題となっております。

このような状況のなかで、当社は、

- ・事業基盤として「安全、品質、コンプライアンス」の継続徹底
- ・工物品質管理、工事原価管理の継続強化
- ・生き活きとした会社づくりと人的資源の強化
- ・DXの活用・推進により、業務の改善および効率化を図り、働き方改革を実現
- ・カーボンニュートラル（脱炭素社会）とSDGsの達成による社会への貢献

などの施策を講じてまいります。

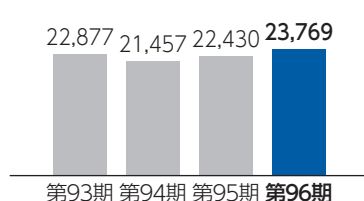
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

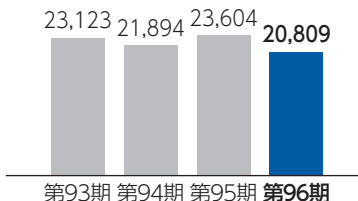
区 分	第 93 期 (2020年3月期)	第 94 期 (2021年3月期)	第 95 期 (2022年3月期)	第96期(当期) (2023年3月期)
受 注 高 (百万円)	22,877	21,457	22,430	23,769
完 成 工 事 高 (百万円)	23,123	21,894	23,604	20,809
当 期 純 利 益 (百万円)	1,138	749	850	707
1株当たり当期純利益	95円12銭	62円67銭	71円13銭	59円10銭
総 資 産 (百万円)	16,672	16,771	19,025	18,354
純 資 産 (百万円)	9,114	9,756	10,430	10,951

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
 2. 第93期は、受注高、完成工事高とも減少しました。損益につきましては、利益率向上により経常利益16億53百万円、当期純利益も11億38百万円と増益になりました。
 第94期は、受注高、完成工事高とも減少しました。損益につきましては、完成工事高の減少により経常利益11億8百万円、当期純利益も7億49百万円と減益になりました。
 第95期は、受注高、完成工事高とも増加しました。損益につきましては、完成工事高の増加により経常利益12億86百万円、当期純利益も8億50百万円と増益になりました。
 第96期（当期）につきましては、前記の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。なお、第95期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、第95期以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

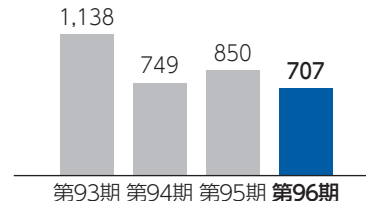
■ 受注高
(単位：百万円)



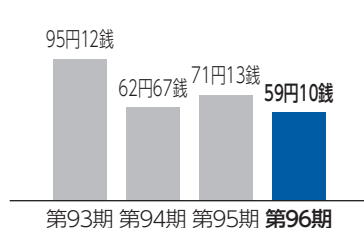
■ 完成工事高
(単位：百万円)



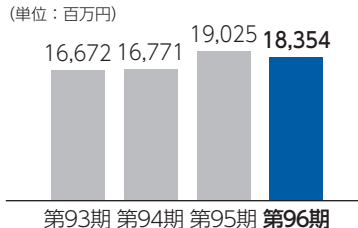
■ 当期純利益
(単位：百万円)



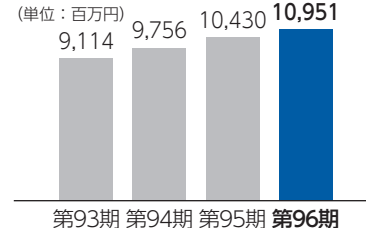
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産
(単位：百万円)



■ 純資産
(単位：百万円)



(10) 主要な事業内容

当社は建設業法により、国土交通大臣許可（特－１）第3183号をうけ、管工事業、電気工事業、消防施設工事業ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(11) 主要な営業所

本店 名古屋市中区大須一丁目6番47号

支社・支店 東部支社（東京都渋谷区）・中部支社（名古屋市）・西部支社（大阪市）・岐阜支店・豊田支店・神戸支店・中国支店（広島市）・東関東支店（土浦市）

営業所 東北営業所（大和町）・新潟営業所・多摩営業所・千葉営業所・北陸営業所（金沢市）・信州営業所（松本市）・各務原営業所・静岡営業所（沼津市）・西三河営業所（刈谷市）・三重営業所（木曾岬町）・水島営業所（倉敷市）・四国営業所（丸亀市）・明石営業所・九州営業所（宮若市）

※静岡営業所は2023年4月1日付で浜松市に移転いたしました。

(12) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
期末員数	前期末比増減		
387名	6名増	44.4歳	15.6年

(13) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
株式会社関電工は当社の株式を5,994千株（議決権比率50.1%）保有しております。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,000,000株 (自己株式35,827株を含む) |
| (3) 株主数 | 764名 |
| (4) 大株主 (上位10位) | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 関 電 工	5,994千株	50.1%
川 崎 設 備 工 業 取 引 先 持 株 会	2,271	19.0
川 崎 設 備 工 業 従 業 員 持 株 会	499	4.2
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	215	1.8
東 テ ク 株 式 会 社	160	1.3
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	96	0.8
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	96	0.8
荒 川 寿 彦	70	0.6
小 川 要 治	68	0.6
廣 江 勝 志	65	0.6

(注) 持株比率は、自己株式 (35,827株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 江 勝 志	
常 務 取 締 役	番 清 彦	中部支社長
常 務 取 締 役	関 弘 行	業務全般
取 締 役	山 崎 広	東部支社長
取 締 役	中 村 健 司	営業本部長
取 締 役	古 川 隆	
取 締 役	小 山 裕 康	
取 締 役	黒 柳 良 子	弁護士
常 勤 監 査 役	福 村 宏 之	
監 査 役	新 井 良 雄	
監 査 役	椎 野 友 教	公認会計士

- (注) 1. 取締役古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役新井良雄氏および椎野友教氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏ならびに監査役新井良雄氏および椎野友教氏につきまして、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 粟津俊郎氏は、2022年6月29日に開催の第95回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
5. 常勤監査役福村宏之氏は、株式会社関電工の経理部門で多くの経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役椎野友教氏は、公認会計士として多くの経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏ならびに監査役新井良雄氏および椎野友教氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となっております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の全役員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 決定方針の決定方法

当社は、2020年度に社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年1月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等について決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、以下を基本方針としております。

- ・各取締役の役割や職責に応じた水準とする
- ・優秀で多様な人材を確保・維持できる水準とする
- ・透明性・公正性を重視する
- ・経済情勢や業績を踏まえて見直しを行う

取締役（社外取締役を除く）の具体的な報酬は、金銭報酬の固定報酬のみとなり、基本報酬と利益配分としての賞与で構成されています。報酬等の決定にあたっては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定することとしております。

固定報酬のうち基本報酬は、取締役としての役割や職責に応じた月例の基準額を毎月支給することとしております。賞与は、業績等を総合的に勘案して決定しております。

また、社外取締役の報酬については、独立性の観点から金銭報酬の固定報酬（基本報酬のみ）とし、月例の金額を毎月支給しております。

監査役の報酬については、取締役の職務執行を監査する立場であることから金銭報酬の固定報酬（基本報酬）のみとし、代表取締役社長からの提案をベースとして監査役の協議に基づいて監査役会で決定しております。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について総合的に検討し、取締役会はその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

定款の定めまたは株主総会決議による定めに関する事項は次のとおりであります。

区分	株主総会決議日	報酬決議の内容	決議時点の員数
取締役	1995年6月26日開催 第68回定時株主総会	月額2,000万円以内	15名
監査役	1994年6月24日開催 第67回定時株主総会	月額 400万円以内	3名 (うち社外監査役1名)

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬について、2023年4月28日開催の取締役会において代表取締役社長廣江勝志に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定をしております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や職責に応じた評価を行うには代表取締役社長が適任だと考えられるからであります。代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、金額の妥当性および透明性・公正性を確保する観点から取締役会が指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役社長はその答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

- ⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		
		基本報酬	賞与	
取締役	93	76	16	8
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(3)
監査役	18	18	—	4
(うち社外監査役)	(3)	(3)	(—)	(2)

(注) 1. 上記の監査役の支給人員には、2022年6月29日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

2. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	出席状況	主な活動状況
古川 隆	取締役	取締役会 8回 / 8回	元経営者としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性・公正性を確保する目的で設置している指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言をするなど、経営陣の監督に努めております。
小山 裕康	取締役	取締役会 6回 / 6回	元経営者としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性・公正性を確保する目的で設置している指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言をするなど、経営陣の監督に努めております。
黒柳 良子	取締役	取締役会 8回 / 8回	弁護士としての専門的見地に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性・公正性を確保する目的で設置している指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言をするなど、経営陣の監督に努めております。
新井 良雄	監査役	取締役会 8回 / 8回 監査役会 8回 / 8回	元経営者としての経験・見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
椎野 友教	監査役	取締役会 8回 / 8回 監査役会 8回 / 8回	公認会計士としての専門的見地に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 1. 取締役小山裕康氏は2022年6月29日開催の第95回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額 23百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、川崎設備工業企業倫理規則に定める企業倫理基本理念を遵守し行動する。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行について、法令・定款への適合性を含む監督を行う。
- ③ 監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の職務執行の法令・定款への適合性を含む監査を行う。
- ④ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス施策の審議決定・監視を通じて、取締役・使用人による企業倫理基本理念の遵守の浸透を図る。
- ⑤ コンプライアンス報告・相談制度を通じて、コンプライアンス違反またはそのおそれがあった場合には早期発見できる体制を整備する。
- ⑥ 内部統制室は、コンプライアンス実施状況につき内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程・文書保存基準に基づき、適切に整理・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要案件ごとに、取締役会・経営会議での審議ないし決裁手続きの過程において、想定されるリスク判断を含めた検討を行う。
- ② 営業管理規程・資金業務規程等各部門における損失リスクの管理についての規程に基づき、損失の早期把握、発生の予防を図る。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長直轄の対策本部を設置し、迅速に対応することにより、損失の拡大を防止する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画により全社的目標を策定し、各部門はこれに沿って重点課題・具体的施策を設定し推進する。
- ② 業務分掌規程・職務権限取扱規程等により、部門ごとおよび役職階層ごとに職務と権限を適正に配分し、効率的な業務執行を図る。

- (5) **当社とその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社と親会社との取引については、取引の公正性および合理性を確保しつつ、適切に行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は、当該業務の範囲内において監査役に属するものとし、また当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は監査役の同意を得て行う。
- (7) **取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - ② 監査役は、必要に応じて当社の取締役および使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行う。
 - ③ 取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見または知った場合、直ちに当社の監査役に報告を行う。
 - ④ 当社が、上記③により監査役へ報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) **監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、それが職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支弁する。
 - ② 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。また、監査役は内部統制室から内部監査結果の報告を受ける等内部統制室との連携を図る。
- (9) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) コンプライアンス意識の向上・浸透および不正行為の未然防止を図るために、役員・使用人を対象にしたコンプライアンス教育・研修を実施しました。なお、社内外の相談窓口の運用によりコンプライアンスの実効性確保を図っております。
- (2) 重大なリスクの管理につきましては、リスクの洗い出し・評価・対策・チェック体制を整備するとともに、役員・幹部社員間で認識を共有し、リスク管理の強化に努めました。
- (3) 監査役は、年度監査計画を策定し、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席、取締役等からの事業の報告、代表取締役・会計監査人・内部統制室との情報交換などにより、取締役の職務執行全般につき実効性のある監査を実施しました。
- (4) 財務報告にかかる内部統制につきましては、整備・運用・評価の体制を構築しており、これに基づき年度計画を策定し、評価を実施しました。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,797	流動負債	5,931
現金預金	5,482	支払手形	184
受取手形	492	電子記録債権	1,024
電子記録債権	1,328	工事未払金	2,632
完成工事未収入金	5,932	一払債権	164
未成工事支出金	256	未払金	49
前払費用	31	未払費用	284
立替金	33	未払法人税等	117
その他の金	322	未成工事入金	819
貸倒引当金	△82	預り金	98
		賞与引当金	500
固定資産	4,557	役員賞与引当金	16
有形固定資産	3,240	完成工事補償引当金	12
建物	1,536	工事損失引当金	28
構築物	22	固定負債	1,471
機械及び装置	10	リース債務	348
車両運搬具	1	退職給付引当金	1,056
工具器具・備品	20	資産除去債務	45
土地	1,592	その他の	20
リース資産	56	負債合計	7,402
無形固定資産	422	(純資産の部)	
リース資産	421	株主資本	10,923
その他の	1	資本金	1,581
投資その他の資産	893	資本剰余金	395
投資有価証券	169	資本準備金	395
出資	5	利益剰余金	8,954
繰延税金資産	532	その他利益剰余金	8,954
会員の権	89	繰越利益剰余金	8,954
その他の	121	自己株式	△7
貸倒引当金	△25	評価・換算差額等	28
資産合計	18,354	その他有価証券評価差額金	28
		純資産合計	10,951
		負債純資産合計	18,354

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	20,809
完 成 工 事 原 価	17,606
完 成 工 事 総 利 益	3,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,162
営 業 利 益	1,040
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	6
不 動 産 賃 貸 料	46
固 定 資 産 売 却 益	8
そ の 他	11
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1
不 動 産 賃 貸 費 用	25
株 式 管 理 費 用	5
そ の 他	5
経 常 利 益	1,074
税 引 前 当 期 純 利 益	1,074
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	342
法 人 税 等 調 整 額	25
当 期 純 利 益	707

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,581	395	395	8,439	8,439
当期変動額					
剰余金の配当				△191	△191
当期純利益				707	707
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	515	515
当期末残高	1,581	395	395	8,954	8,954

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7	10,407	22	22	10,430
当期変動額					
剰余金の配当		△191			△191
当期純利益		707			707
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			5	5	5
当期変動額合計	-	515	5	5	521
当期末残高	△7	10,923	28	28	10,951

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

川崎設備工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎設備工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

川崎設備工業株式会社 監査役会
常勤監査役 福村宏之 ㊟
監査役(社外監査役) 新井良雄 ㊟
監査役(社外監査役) 椎野友教 ㊟

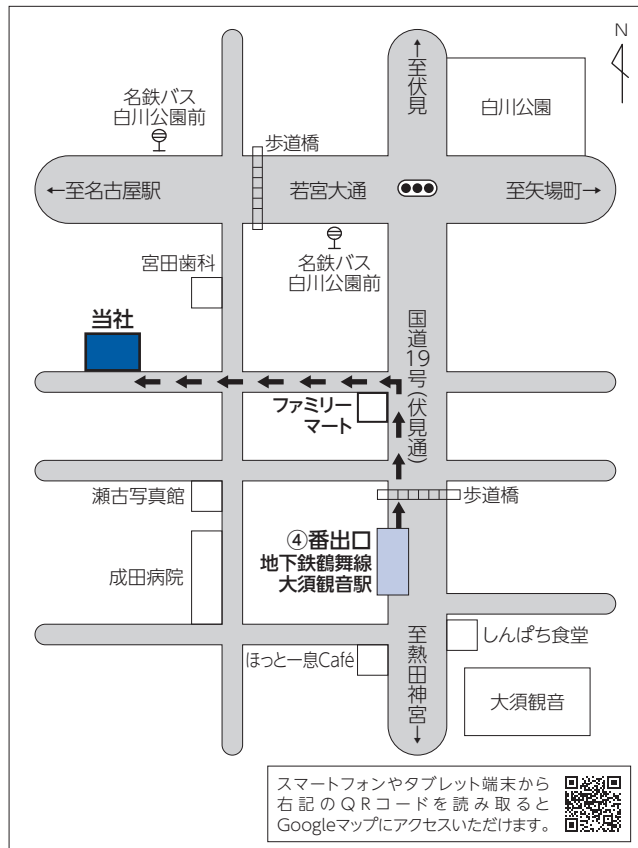
以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区大須一丁目6番47号

当社 5階会議室

電話 (052) 221-7700



株主総会会場へは地下鉄鶴舞線「大須観音」駅
④番出口より徒歩約5分です。

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申
しあげます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。



環境に配慮した
「植物油インキ」を
使用しています。



第 96 回定時株主総会招集ご通知に際しての
交付書面非記載事項

個別注記表

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

川崎設備工業株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawasaki-sk.co.jp/investor/library/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金は、従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4) 完成工事補償引当金は、完成工事に対するかし担保の費用に備えるため、当事業年度末に至る1年間の完成工事高に過年度の実績を基礎に算出した率を乗じて計上しております。

5) 工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

6) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社のすべての工事について工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行時期を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に基づき収益を認識した完成工事高（工期がごく短い工事契約等および原価回収基準を適用したものを除く。）は15,662百万円（完成工事高に占める割合は75.3%）であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合および工期がごく短い工事契約等を除いて、一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該収益認識にあたっては、工事収益総額、工事原価総額および事業年度末における工事進捗度を合理的に見積もっております。進捗度の測定は、期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

工事原価総額の基礎となる実行予算等は工事責任者等により、着工後の設計変更や工期変更等がある場合、適時に見直しを行っております。なお、実行予算の見直しがある場合や、工事着手後の状況の変化により、原材料価格や人件費が高騰することによる工事原価総額の見積りの見直し等があった場合、作業人員若しくは建設資材の不足、または工事の完工が遅れる場合には、当事業年度末時点の工事原価総額の見積りについて不確実性があり、翌事業年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,739百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	180百万円
3. 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額	
顧客との契約から生じた債権	3,605百万円
契約資産	2,327百万円
4. 未成工事受入金のうち、契約負債の金額	819百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益	
完成工事高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。	
2. 関係会社との取引高	
営業取引高	売上高 277百万円
	仕入高 0百万円
営業取引以外の取引高	36百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	12,000,000	—	—	12,000,000	

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	35,827	—	—	35,827	

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	95	8.00	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	95	8.00	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

上記の事項については、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	119	10.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金であり、評価性引当額107百万円を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等を中心に行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクにさらされています。また、投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされています。

営業債務である支払手形、電子記録債務および工事未払金等は1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資資金に係る資金調達であります。

また借入金は、金利の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について各店の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利や市場価格の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップに限定して利用することとしております。また投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次毎に回収計画について作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち12.1%が大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	143	143	—
資産計	143	143	—
(1) リース債務（1年以内返済予定含む）	512	487	△25
負債計	512	487	△25

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「完成工事未収入金（契約資産を除く）」、「受取手形」、「電子記録債権」、「立替金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「工事未払金」、「未払金」および「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（百万円）
非上場株式	26

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	143	—	—	143
資産計	143	—	—	143

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年以内返済予定含む）	—	487	—	487
負債計	—	487	—	487

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値より算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客の種類別

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	東部	中部	西部	
官公庁	1,750	2,213	660	4,624
民間	4,592	6,723	4,868	16,184
顧客との契約から生じる収益	6,342	8,936	5,529	20,809
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,342	8,936	5,529	20,809

収益の認識時期

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	東部	中部	西部	
一時点	581	3,072	1,493	5,146
一定の期間	5,761	5,864	4,035	15,662
顧客との契約から生じる収益	6,342	8,936	5,529	20,809
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,342	8,936	5,529	20,809

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「4 完成工事高及び完成工事原価の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,624	5,426
契約資産	3,153	2,327
契約負債	845	819

契約資産は、顧客との工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の財又はサービスに係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該財又はサービスに関する対価は、顧客との支払条件に従い、定められた時期に請求し、財又はサービスに対する代金を受領しております。

契約負債は、主に、履行義務の充足の時期に収益を認識する顧客との工事契約について、顧客との支払条件に基づき顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は 754 百万円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務に対して認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
1年以内	11,291
1年超2年以内	6,010
2年超3年以内	1,754
3年超	347
合計	19,403

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 915.39円
- 1株当たり当期純利益 59.10円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てております。